

会 議 記 録

高松市附属機関等の設置、運営等に関する要綱の規定により、次のとおり会議記録を公表します。

会 議 名	令和7年度 第2回 高松市情報公開・個人情報保護審査会
開催日時	令和7年9月30日（火） 午後2時～午後2時54分
開催場所	高松市役所11階 113会議室
議 題	1 滞納に関する事務、収納に関する税務事務、及び個人住民税等に関する税務事務における特定個人情報保護評価書の全項目評価書について （諮問課：財政局 納税課、市民税課） 2 令和7年度 審査請求番号1番 保有個人情報の一部開示決定に係る審査請求について （諮問課：市民局 市民課）
公開の区分	☐ 公開 ☐ 一部公開 ☒ 非公開
出席委員	阿部委員、前原委員、松繁委員
欠席委員	香西委員、塩田委員
担当課及び 連絡先	コンプライアンス推進課 087-839-2155

会議の経過及び結果

- 1 議事録署名委員の指名
前原委員が指名された。

2 審議

議事1について

- (1) 事務局による概要説明
- (2) 実施機関の入室許可依頼
- (3) 実施機関による概要説明及び質疑応答の後、実施機関の退室
- (4) 審査会による審査
- (5) 結論

本件「滞納に関する事務、収納に関する税務事務、及び個人住民税等に関する税務事務における特定個人情報保護評価の全項目評価書」は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第27条第1項の規定に基づく特定個人情報保護評価指針（平成26年特定個人情報保護委員会告示第4号）における審査の観点に照らし、適合性及び妥当性ともに基準を満たしており、適当と認める。

議事2について

- (1) 事務局による概要説明
- (2) 実施機関の入室許可依頼
- (3) 実施機関より「一部開示決定」理由等の説明
実施機関に対する質疑応答の後、実施機関の退室
- (4) 審査会による審査
- (5) 結論

本件保有個人情報開示請求に対して、市長が一部開示決定とした処分は相当であり、本件審査請求を棄却すべきである。

- (6) 事務局による答申案の作成及び会長決裁への一任について、出席委員全員が了承した。

4 閉会